

社会福祉法人総社市社会福祉協議会共催及び後援に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、社会福祉法人総社市社会福祉協議会（以下「本会」という。）以外のものが責任主体として実施する事業に対する共催及び後援の名義の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 共催 事業について奨励するとともに、共催者の一員として当該事業の企画及び実施に参画するものをいう。

(2) 後援 事業の趣旨に賛同し外部的に支援するものをいう。

(共催及び後援の基準)

第3条 共催及び後援は、地域住民の福祉の増進に寄与すると認められるものでなければならない。

2 会長は、行事が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定に該当する場合であっても、共催又は後援を行わないものとする。

(1) 政治的又は宗教的中立を侵すおそれのあるとき。

(2) 営利目的であるとき。

(3) 入場料、出品料、参加料等の徴収金額が、事業を遂行するうえで必要最小限の範囲を超えるなど、参加者に過重な負担を求めると認められるとき。

(4) 公序良俗に反するおそれのあるとき。

(5) 同人的で社会性に乏しいとき。

(6) 実施が確実でないとき。

(7) 本会の名誉を棄損するおそれ又は信用を失墜するおそれのあるとき。

(8) 政治的若しくは宗教的な団体等の宣伝又は当該団体等への勧誘を主たる目的とするとき。

(9) 暴力団と関係があるとき又はそのおそれのあるとき。

(10) その他共催又は後援を行うことが適当でないときと認められるとき。

(申請)

第4条 実施しようとする事業に対して、本会の共催又は後援を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、参考資料を添えて、共催・後援申請書（様式第1号）を会長に提出し承認を得なければならない。

(審査及び承認)

第5条 会長は、前条の申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、承認することが適当と認めるときは共催（後援）承認通知書（様式第2号）により、不適当と認めるときは共催（後援）不承認通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 会長は、前項の規定による承認に際し、必要な条件を付すことができる。

(中止等の届出)

第6条 前条第1項の規定により承認を得た申請者は、承認を得た行事を中止し、延期し、又は内容を変更したときは、会長に対し、速やかにその旨を届け出なければならない。

(取消し等)

第7条 会長は、承認した事業について、事業の実施前に第3条第2項各号の規定に該当すると認められるときは、当該承認を取り消すものとする。この場合において、当該取消しにより、承認を得た申請者が受けた損害については、本会はその責めを負わない。

2 会長は、承認した事業について、事業の実施後に第3条第2項各号の規定に該当すると認められたとき又はその他不適当な行為があったと認められたときは、当該申請者がその後において実施する行事の共催及び後援を行わないものとする。

(報告)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、承認を得た申請者に対し、報告を求めることができる。

附 則

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。